

# きずな通信

2022.6月 No.206

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合 きずな

☎0985-29-5377 FAX 0985-29-5378

takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp

## 社会保険加入の事業所様へ

### ◆ 社会保険料の算定の時期になりました。

社会保険料の算定は4・5・6月に支給する給与の平均額を基準にして最長1年間の社会保険料を決めることです。

7月のはじめに算定届を提出いたしますので、6月の給与支給が終わられた事業所様は賃金台帳の御準備を宜しくお願いいたします。また、パートの方で社会保険に加入されている方などいらっしゃる場合は出勤日数の確認もさせていただく場合がありますので、出勤簿の御準備も宜しく申し上げます。

締日 20日/支払日当月31日→ 4・5・6月分

例 " 31日/ " 翌月10日→ 3・4・5月分

\* 社会保険算定は 支払月 で計算されます。

### ◆ 夏期賞与の届出が必要です。

賞与支払い届は、賞与の支給があった場合はもちろん、賞与の支給が無くても届出が必要になってきます。賞与に関するご連絡をお願いします。また、支給額に掛かってくる保険料額が分からない場合は当事務所で計算致しますのでご連絡ください。

### ◆ 労働保険料のお知らせをお送りしています。

労働保険料第一期分の納付期限は6月30日です。納付を宜しくお願い致します。

## 事務組合きずなの皆様へ

## 【2022年（令和4年度）雇用保険料率変更について】

2022年（令和4年）4月～9月：被保険者負担率は据え置き、事業主負担率のみ「0.5/1000」引き上げ

事業の種類	一般事業所	農林水産業 清酒製造業	建設業
被保険者負担率	3.0/1000	4.0/1000	4.0/1000
事業主負担率	<b>6.5/1000</b>	<b>7.5/1000</b>	<b>8.5/1000</b>
雇用保険料率（合計）	<b>9.5/1000</b>	<b>11.5/1000</b>	<b>12.5/1000</b>

2022年（令和4年）10月以降：被保険者負担率、事業主負担率ともに「2.0/1000」引き上げ

事業の種類	一般事業所	農林水産業 清酒製造業	建設業
被保険者負担率	<b>5.0/1000</b>	<b>6.0/1000</b>	<b>6.0/1000</b>
事業主負担率	<b>8.5/1000</b>	<b>9.5/1000</b>	<b>10.5/1000</b>
雇用保険料率（合計）	<b>13.5/1000</b>	<b>15.5/1000</b>	<b>16.5/1000</b>